

◇「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

新しい学習指導要領が、小学校においては平成23年度、中学校においては平成24年度に全面実施となった。この新学習指導要領においては、総授業時数が増加するなど、教育課程の充実が図られており、教育課程の質及び量を確保することが、本市においても喫緊の課題となっている。

このような状況の下、課題の解決に向けて、上尾市教育委員会においては、平成24年度、「上尾市教育課程検討委員会」を設置し、本市の教育課程について検討を進めてきた。

その結果として、新たな学習指導要領の下における教育課程の質及び量を確保するとともに、各小・中学校においては、ゆとりある教育課程を編成し、各校の主体的な特色のある教育活動を行うことをもって、確かな学力の向上と豊かな心の育成を図っていくため、平成25年度から、市立小・中学校における夏季休業日を変更するものである。

2 改正点

- (1) 第1学期を4月1日から8月24日までに改めたこと。
- (2) 夏季休業日を7月21日から8月24日までに改めたこと。

3 施行期日 平成25年4月1日

改正前 (____改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春季休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、あらかじめ教育委員会に届け出ることをもって足る。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があつて、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、次の事項について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 授業を行わない期間</p> <p>(2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置</p> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月24日まで</p> <p>第2学期 8月25日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春季休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、あらかじめ教育委員会に届け出ることをもって足る。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があつて、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、次の事項について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 授業を行わない期間</p> <p>(2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置</p> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p>

◇平成25年度教育課程について

1 新学習指導要領全面実施における学校の現状（教育課程研究協議会の協議結果より）

平成23年度には小学校、平成24年度には中学校において、新しい学習指導要領が全面実施され、小・中学校ともに学習内容が増え、それに伴って標準授業時数が増加した。各学校における現状としては、主に以下のことがあげられた。

- ・標準授業時数の増加にともない、週ごとの授業時間数が増加し、児童会・生徒会活動や学校行事のための準備、教育相談などを行う時間が不足している。
- ・部活動や三者面談の時間が不足している。（中学校）
- ・行事の精選をしているが、これ以上精選することは難しい。
- ・職員会議や学年会、校内研修会などの時間の確保が難しい。
- ・インフルエンザ等による学級閉鎖があると、標準授業時数を下回る可能性がある。

2 第1回教育課程検討委員会における主な意見

（1）現状と課題

- 児童生徒の委員会活動や部活動、三者面談、教育相談などの時間が不足している。
- 行事の更なる精選が必要であるが、現状としては難しい。
- インフルエンザ等による学級閉鎖があると、標準授業時数を下回る可能性がある。

（2）課題を解決するための意見

- 質と量を確保する必要がある。そこで、他市町の現状を把握し、本市のよりよい方向性を必要である。
- 授業日数を増やすことについて
 - ・土曜日の活用については、スポーツ少年団の活動があるため、土曜日が授業日となることについては厳しいのではないか。
 - ・新座市のように年間8回授業日数を増やしたり、戸田市のように夏季休業日を5日間短縮して授業日としたりしないと、時数確保ができない。
 - ・費用に係る課題がある。
 - ・教職員の振替に係る課題がある。

3 第2回教育課程検討委員会における主な意見

- インフルエンザ等における学級閉鎖などの不測の事態のためにも夏季休業の短縮は必要であると思う。
- 母親の就業率が高まっている現状から、夏休みの短縮は歓迎されるのではないか。
- 授業日数を増加することで、三者面談や会議等の時間を確保することができる。

- 授業日数を増加することで、余裕を持たせてもらえるのはありがたい。
- 学校としては、エアコンを有効に使って、さらに努力して教育活動に専念することができる。
- 夏季休業日を5日間短縮（この5日間は給食なし）であれば、放課後に会議の時間をとることができる。
- 授業日数を増加する理由が必要である。
- この時期に実施してきた校内研修や職員会議等を前倒しすることは不可能ではないと思う。ただし、教職員の休暇を取得させることが難しくなる。
- 教員免許更新のための講習会や教職員対象の研修会等がぶつからないか確認する必要がある。
- 耐震工事や給食、及び5日間増加することによってかかる費用や広報について確認する必要がある。

3 第3回教育課程検討委員会におけるまとめ

(1) 上尾市教育課程検討委員会の意見のまとめ

上尾市立小・中学校における夏季休業日を7月21日から8月24日までとし、年間授業日数を5日間増加する。ただし、給食はなしとする。

(2) 授業日数を5日間増加することによって期待できる効果

- 学習時間が増加することにより、教育課程の質と量を確保することができ、学力向上を図ることができる。
- 全小・中学校において設置されたエアコンを有効に活用できる。
- 児童会・生徒会活動や学校行事の準備、教育相談や三者面談、部活動等の教育活動を充実させることができるとともに、教師と子どものふれあう時間を確保することができる。
- インフルエンザ等による学年や学級閉鎖がおきたとき、必要な時数を確保することができる。

(3) 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----|--|
| 2月 | 第11回校長会議
第11回教頭会議
定例教育委員会
市内小・中学校教職員へ周知
第4回教育課程研究協議会
議会開会 |
| 3月 | 上尾市PTA連合会理事会へ周知
第12回校長会議
第12回教頭会議
議会閉会
市内小・中学校保護者へ周知 |
| 4月 | 広報「あげお」へ掲載
市内小・中学校保護者へ周知（入学式・始業式） |